

令和8年度青森市交流・体験型遊び場運営事業業務委託 仕様書

1 事業目的

本事業は、幼児から小学生までを対象に外遊びを基本とし、市内にある屋内外の既存資源を遊び場として活用しながら、子ども同士や保護者同士が交流し、子どもが遊びを通じて様々な体験ができる交流・体験型の遊び場（※1）を一時的に設置するものであり、子どもが遊びの中で多様な年齢の子どもや大人と交わり、体を動かし、自然と触れ合うことで、子どもの心身の健やかな成長に寄与することを目的とする。

※1 子どもの安全確保に配慮しながら、遊びの中で子どもの創造性や主体性を引き出すサポートを担う専門スタッフ（※2）が配置され、子どもが工夫して遊びを作り出し、自発的に自由な遊びを実現できる場をいう。

※2 自治体や民間団体等が実施する子どもの遊びや居場所づくり、子どもの野外活動に関するスタッフの養成講座等を修了している者、又は、それらの活動において、子どもの創造性・主体性を引き出すサポートや安全管理など、スタッフや子ども達を統括する立場での活動実績が3年以上ある者をいう。

2 業務名

令和8年度青森市交流・体験型遊び場運営事業業務委託

3 業務内容

(1) 遊び場の企画運営等

子どもの自発的な遊びの機会を提供する仮設の遊び場を以下の内容で企画・運営すること。

(ア) 実施計画の作成

契約締結後、できるだけ速やかに以下の内容を定めた計画を作成すること。

- ・実施会場／時期／開設時間
- ・遊びの実施内容／会場配置図／会場利用計画
- ・参加者募集・申込・受付・管理
- ・実施会場の設営・運営・撤収に係る人員体制と役割分担
- ・安全管理に係る実施体制（来場者のケガ等のトラブル対応、保険加入等）
- ・荒天時の実施内容又は延期・中止時の対応
- ・広報（事前開催周知、延期・中止時の周知）
- ・その他、会場運営に必要な事項

(イ) 実施回数・時期・開設時間

夏と冬の期間に各1回、合計2回の遊びを実施する。1回につき土曜・日曜を含む連続した3日間の期間で実施すること。

1日当たりの開設時間は、会場設営及び撤収に係る時間を除いて、5時間程度とすること。

(ウ) 実施会場の設定

実施会場は屋外を基本とするが、屋内についても可能とする。

実施会場は市有施設に限らないものとするが、市有施設以外の実施会場に係る利用の調整・許可等については、受託者において行うこととし、実施会場の使用料等が生じる場合は、受託者の負担とすること。

市有施設の利用に係る調整・許可、使用料の免除については、受託者選定後に令和8年度青森市交流・体験型遊び場運営事業業務委託公募型プロポーザル実施要領2(4)に定める担当課、市有施設の所管課、受託者の3者で協議することとするが、実施会場の使用料等が生じる場合は、受託者の負担とする。

各回ともに、荒天時等は受託者が委託者と協議の上、実施日を延期又は中止できるものとする。

なお、実施会場の設定の参考として、令和7年度に実施した「青森市交流・体験型遊びの環境創出モデル事業」※において、本事業と目的を同じくする交流・体験型の遊び場を下記の会場に設置した。

時期	会場名	住所
夏	合浦公園	青森市合浦2丁目17-50
秋	リンクステーションヒルズ雲谷 (モヤヒルズ)	青森市大字雲谷字梨野木63
冬	青森中央学院大学	青森市大字横内字神田12-1

※令和7年度は、夏、秋、冬の期間に各1回、土曜・日曜・祝日のうち連続した2日間の日程で実施した。

(エ) 各実施会場での実施内容

実施内容は、以下の点に留意すること。

①参加受付等

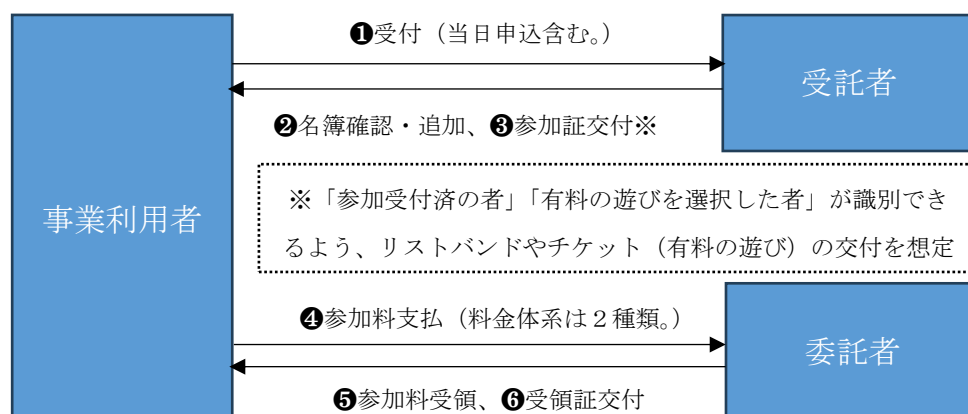
- ・事業利用者の参加受付、来場者（事業利用者のほか事業利用者の保護者を含む。以下同じ。）のケガ人等の救護活動、スタッフの待機場所等となる実施本部を実施会場に設置すること。
- ・実施本部において、会場の全体マップの掲示や配布を行う等、来場者が容易に各遊びの実施場所や内容を把握できるよう案内を工夫すること。
- ・事業利用者の募集及び参加申込・受付は受託者が行うこととし、その方法は委託者と受託者が協議して決定することとするが、より多くの子どもに体験していただくため、当日の実施会場での参加申込を認めることを想定している。

- ・事業利用者が参加受付済みであることを識別できるように工夫すること。
- ・委託者が事業利用者から受領する参加料以外の費用を来場者から受領しないこと。

②参加料

- ・各回、事業利用者から参加料を受領することとし、参加料として受領する費用の考え方について、「(a) 来場者の参加に係る保険料」及び「(b) 食材や資材等特定の事業利用者個人に消費・還元される遊び（以下、「有料の遊び」という。）に係る材料費」の実費相当額またはその一部を参加料として受領する。
- ・「(a) 来場者の参加に係る保険料」について、保険は受託者が加入することとし、具体的には来場者や実施会場への損害に対応できる賠償責任保険、傷害保険に加入するものとする。なお事業利用者である子どもの参加人数は1日150人程度を想定している。
- ・「(b) 有料の遊びに係る材料費」について、有料の遊びは複数の実施を想定しており、またその提供（販売）は複数分を一括して行う（個別販売はしない。）ため、材料費の算出にあたっては、1日50名以上の事業利用者の参加を想定し、提案する全ての有料の遊びに係る一人当たりの材料費の合計とすること。
- ・受領する参加料の料金体系は2種類とし、すべての事業利用者から「(a) 来場者の参加に係る保険料」相当額を受領し、有料の遊びを選択した事業利用者から「(b) 有料の遊びに係る材料費」相当額を追加で受領することとする。
- ・受領する参加料の金額は、提案をもとに各回、委託者と受託者の協議で決定するが、「(a) 来場者の参加に係る保険料」相当額として一人あたり100円～200円程度、「(b) 有料の遊びに係る材料費」相当額として一人あたり300円～500円程度を想定している。
- ・参加料は、委託者が事業利用者から受領し、別途本市の歳入とするものであり、受託者に還元するものではないため、委託料については、上記保険料や有料の遊びに係る材料費を含めた費用を経費とすること。
- ・参加料は実施日当日、委託者が事業利用者から受領し、受領証を交付する。
- ・参加料の受領及び受領証の交付は参加受付時に行うことを想定しており、参加受付時の対応は委託者と受託者が協力して行うこと。
- ・事業利用者が有料の遊びを選択した者である場合は、参加受付時、受託者の負担においてチケットの交付等識別できるように工夫すること。

【参加料の受領イメージ（実施日当日）】



③遊びの内容等

- ・クラフトペーパーやお絵描きなど子どもが自由に遊べる工夫がされていて、火、水、食材、木材、段ボールなど、子どもが手を加えることで形を変えられる可変性のある自然素材等を用いた遊びを毎回提供すること。
- ・ボールやロープなどを使って、子どもがのびのびと体を動かすことができる遊びを毎回提供すること。
- ・各実施会場の特徴や季節感を取り入れた遊びを毎回提供すること。
- ・遊びの内容は、上記の遊びに限定するものではなく、上記の遊びのほか、「1 事業目的」に資する提案者独自の提案を期待するものであり、例として、異年齢の子ども複数人で行う遊びや大人との交流が期待できる伝承遊び（昔遊び）といった遊びが考えられる。

④実施体制等

- ・遊びの内容に応じて遊びの専門サポーター（「1 事業目的」の※2を参照）を必要人数配置すること。
- ・来場者のやけどやケガ、体調不良に対応できるように応急処置用の救急セット等を用意し、応急救護を行うことができる人員を配置すること。
- ・乳幼児と保護者がくつろぐことができるスペースを設置し、必要な人員を配置すること。

⑤安全管理等

- ・実施内容の決定後、出来る限り速やかに施設管理者等と実施内容の協議を行い、使用に当たって必要な手続きを行うこと。
- ・火や工具を使用する場合は、それに伴う注意事項を参加者に伝えること。
- ・火を取り扱う際は、あらかじめ施設管理者と協議し、必要に応じて消防署への届け出を行うこと。

⑥アンケート調査

- ・来場者へのアンケートを実施し、交流・体験型の遊びに対する感想や体験してみ

たい遊びの内容、希望する事業の実施場所等のニーズを収集すること。アンケートの設問項目や実施方法等については、委託者と協議すること。アンケートの回答結果は、集計の上、実施報告書（「3（3）実施報告書の作成」を参照）の一部として電子データで委託者に納品すること。

（2）広報

以下の事前周知等に関する広報活動を行うこと。

（ア）事前周知用チラシ

- ・各回の開催広報用のチラシを毎回作成し、委託者が指定する期日までに、委託者の指定する場所へ納品すること。作成部数は各回2万部とし、配布は基本的に委託者が行うが、受託者に協力を求めることがある。なお、事業利用者の参加申込・受付の方法は、委託者と受託者が協議して決定する。
- ・作成したチラシと同内容を委託者ホームページに掲載するため、チラシ作成に当たって使用した写真、イラスト、チラシ等のデータを委託者に提供すること。

（イ）SNS等のインターネットを使った広報

- ・SNS等のインターネットを使った事前周知のための広報活動を行うこと。
- ・SNS等の2次元コードを作成し上記の事前周知用チラシに掲載すること。
- ・SNS等のフォロワーを増やすための工夫をすること。
- ・荒天時等に実施を延期・中止する時には、SNS等で告知できるようにすること。

（ウ）各実施会場における本事業の広報

- ・各実施会場において、本事業と各回の企画内容（実施済みの内容を含む）に関するPR活動を行うこと。

（3）実施報告書の作成

事業終了時に実施報告書を作成し委託者に提出すること。作成に当たっては、以下の内容を含むこと。

- ・各会場の実施概要（※「3（1）（ア）実施計画の作成」に記載する各項目について網羅されていること）、来場者数
- ・利用者アンケート集計結果
- ・広報状況
- ・各関係団体等との連携状況

4 成果物

この業務に係る成果物は以下のとおりとする。令和9年3月31日までに提出すること。

（1）実施報告書（紙媒体1部及び電子データ）

(2) 実施状況記録写真（電子データ）

- ・各回の遊びの実施時に全ての遊びの内容について写真を撮影し、各回当たり10枚以上提出すること。
- ・委託者への報告書や令和8年度青森市交流・体験型遊び場運営事業の広報等にて使用する旨、参加者に説明の上、プライバシーに配慮して撮影すること。

5 委託期間

契約日から令和9年3月31日までとする。

6 委託料の支払い

- (1) 委託料は原則として概算払いとし、支払時期や支払回数については、委託者と受託者が協議して決めるものとする。
- (2) 荒天や関係団体との調整状況等によって、業務の一部又は全部が中止となった場合には、委託料の額や支払時期について、委託者と受託者が協議するものとする。

7 成果物の帰属及び著作権

成果物及び成果物作成のための関係資料（以下「成果物等」という。）に係る著作権については、次に定めるところによるものとする。

- (1) 受託者は、成果物等にかかる受託者の著作権（著作権法第21条から28条までに規定する権利をいう。）を成果物の引き渡し時に委託者へ無償で譲渡する。
- (2) 委託者は、当該成果物等の内容を受託者の承諾なく自由に改変及び公表することができる。
- (3) 受託者は、委託者が承諾した場合には、成果物等を使用若しくは複製し、又は当該成果物等の内容を公表することができる。

8 その他留意事項

- (1) 受託者は、委託業務を実施するに当たり、本業務の実施に係る受託体制を明確にすることとし、それを記載した書類を委託者に提出する。
- (2) 委託業務の履行に当たり、再委託が必要な場合は、必ず委託者の承諾を得ること。ただし、個人情報を取扱う業務に関する再委託は、特別な事情があると委託者が認めた場合を除き禁止する。
- (3) 受託者は、委託業務の実施に当たって、随時、委託者と連絡調整を行うこととし、ま

た各段階で委託者の承諾を得ること。

- (4) 受託者は、業務に係る苦情・事故等が発生した場合は、迅速かつ適切な処理をとるとともに、遅滞なく委託者に連絡すること。また、苦情・事故等の原因・発生状況及び対応結果について、委託者に報告を行うこと。
- (5) 台風、雷雨、大雪等の荒天等により実施を中止又は延期する場合は、中止又は延期とする情報の周知などの対応を行うこと。
- (6) 受託者は、本事業の実施に当たっては、都市公園法、青森市都市公園条例、労働基準法、労働関係調整法、最低賃金法、著作権法、その他の関係法令を遵守する。
- (7) 受託者は、業務の実施に際し、参加者や実施会場への損害に対応できる賠償責任保険、傷害保険に加入すること。
- (8) 受託者は、「個人情報保護法」、「青森市個人情報の保護に関する法律施行条例」を遵守すること。
- (9) この仕様書に定めるもののほか、本業務の進捗状況等により変更等が必要な事項は、別途委託者と受託者が協議して決定する。